

## ○名寄市立大学部局長会議規程

平成 22 年 2 月 23 日

改正 平成 28 年 3 月 16 日

平成 30 年 6 月 6 日

### (設 置)

第 1 条 名寄市立大学（以下「本学」という。）の学長を補佐し、本学の管理運営を円滑に遂行するための組織として部局長会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (構 成)

第 2 条 会議は学長、副学長、保健福祉学部長、学生部長、教務部長、図書館長、コミュニケーションケア教育研究センター長、及び事務局長をもって構成する。

2 学長は、必要に応じて教職員を会議に参加させることができる。

### (議 長)

第 3 条 会議は学長が召集し、議長となる。事情により学長が出席できない場合には、あらかじめ学長が指名した者が議長となる。

### (会議の開催)

第 4 条 会議は原則として月 2 回開催するほか、学長が必要と認めたときには随時開催する。

### (所管事項)

第 5 条 会議は下記の事項を所管する。

- (1) 教授会の開催及び提出議題に関する事
- (2) 学則等規程類の制定及び改廃に関する事
- (3) 予算に関する事
- (4) 自己点検評価に関する事
- (5) FDの実施に関する事
- (6) 将来計画に関する事
- (7) 教育改革の推進に関する事
- (8) 産学連携の推進に関する事
- (9) 高大連携の推進に関する事
- (10) 地域連携・地域交流の推進に関する事
- (11) 国際交流の推進に関する事
- (12) 情報公開に関する事
- (13) 組織の改編に関する事
- (14) その他本学の管理運営に関する事

2 会議は、前項に掲げるもののほか、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に規定する、学長の権限に属する事項を所管する。

### (審 議)

第 6 条 前条の所管事項の審議のため、会議は必要に応じて委員会を設けるほか、既存の学内委員会に審議を委ねることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月16日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。